# 飯田市屋外広告物安全管理指針

平成29年1月26日制定

定する屋外広告物又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、設置し、又は 管理する者(以下「管理者等」という。)による自主点検(以下「点検」という。)に関し必要な 本指針は、飯田市屋外広告物条例(平成19年飯田市条例第43号。以下「条例」という。)に規 基本的事項を定め、公衆への危害の防止及び良好な景観の育成若しくは風致の維持を図ることを

#### 第2 適用の範囲

本指針の対象とする広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン
- (2) 壁面等に描かれたもの
- (3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの
- (4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

### 第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からで きる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
- 「標準点検」とは、概ね60センチメートルに近づいての目視、触診、打音その他により 点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外しての内部点検も行うものとする。 (2)
- (3) 「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査 を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検個所について寸法等の測定及び 強度等の試験等を行うものとする。

## 第4 点検の実施

- 改造したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより広告物等の種類、材質、経 過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならな 1 広告物等の管理者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し、又は
- (1) 点検時期及び点検方法は、別表のとおりとする。
- (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法に
- (3) 目視点検又は標準点検を実施しても、なお、安全性の判断ができない場合は、詳細点検 により広告物等の状態を確認すること。
- (4) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等 の安全性への影響があると認められる時は、直ちに点検を実施すること。

- 適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検個所等は、広告物等の種類 (5) 点検箇所及び点検項目(以下「点検個所等」という。)は、次に掲げる事項を基本とし、 又は形状等に応じて適宜増減すること。
  - 傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他 ア 基礎部・上部構造
- 接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・ イ 支持部

**緩み・欠落、滞水、その他** 

取付部

Þ

- キングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異 アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コー
- ビス等の欠落 部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、 底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他 表示面 Н

部、その他

- 点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび、滞水、周辺機器(分 付属部品(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他)の腐食・破損、 電盤・配線・変圧器・スイッチ等)の劣化・破損、その他 照明部 +
- 景観課)及び「屋外広告物点検基準(案)」(一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか)を 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(国道交通省都市局公園緑地・ 参考とすること。

避雷針の腐食・破損、その他

カ その他

## 第5 危害防止等の措置

管理者等は、点検の結果、広告物等が公衆に危害を与え又は良好な景観の育成若しくは風致の 維持に害を及ぼすことが認められたときは、次に掲げるところにより危害防止等の措置を講じる

- 応じ補修、改修及び撤去その他必要な措置を直ちに講じること。特に、倒壊又は落下等に より公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、上記の措置とあわせて、必要に応じ所轄警 (1) 広告物等が、条例第5条第2項及び第3項に規定する基準に適合しないときは、状態に 察等と連携し、周辺への立ち入り制限等、危害防止のため必要な措置を講じること。
- (2) 広告物等の種類、材質等を踏まえた耐用年数を十分考慮し、設置後長期間経過し老朽化 が認められるものは、大規模改修又は撤去等の対策を講じること。

# 第6 点検記録の作成・保管

- 1 第4第1項第5号による点検結果は、広告物等安全点検記録(様式)(以下「点検記録」とい う。)により記録すること。ただし、広告物の種類又は形状により様式によりがたい場合は、 れに準じる書面の作成に替えることができるものとする。
- 2 前項に定める点検記録は、点検の実施状況が分かる書類(作業の写真、点検を委託した場合 は契約書その他必要な書類)とあわせて、当該広告物が除却されるまでの間、管理者等関係者 が共有し保管しなければならない。
- 3 第2項により保管する点検記録等の書類は、市から報告の求めがあった場合は提出しなけれ

#### 備粘

本指針は、平成30年4月1日から運用するものとする。

(様式) (第6関係)

(株計)

(別表) (第4関係)

<b>里</b>	来 示。	災害時等			(松	経過年数		
186 Pa 36 Pai	改造時	*	3年目	6年目	9年目	12年目	15 年目	16年目以降、 1年ごと
		目視点検	目視点検	標準点檢	標準点檢	標準点檢	標準点檢	標準点檢
点檢方法	標準点檢	上記点検でに の判断ができ 合は、標準点4 細点検を実施	上記点検では安全性 の判断ができない場 合は、標準点検又は詳 細点検を実施	上記点検で	は安全性の判	側断ができな	小場合は、評	上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施

※「災害時等」とは、第4.1(4)に該当する場合のこと。

# 広告物等安全点検記録

住 所

電話番号

氏 名

法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

該当に○ (表示者・ 設置者・ 管理者 )

1 屋外広告物の安全性 (表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入すること。)

	許可を受けて いる場合の内容		無	中	号 (有効期限		#	H	Н)
:	広告物等の	幽	事・出	単・神	上・壁 面・袖看板・地 上・その他(	끡	80k	ф (	
屋外広告物の 概 関	種類及び高さ	恒	ш	※屋上・井 袖看板4	※屋上・地上に設置するものは、設置面(地面等)からの高さ。 袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ	5ものは、 量するもの	設置面のは、支	(地面等) 特部を含め	屋上・地上に設置するものは、設置面(地面等)からの高さ。 袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ。
	設置場所								
	設置年月日			年	A	Н	)	年	年経過)
占檢紅用への	□ 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。	た箇所	は改善を	完了し、	安全上の	問題は	, 12h		
対が及び	<ul><li>□ 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。</li></ul>	全上の	問題はな 好な状態	いが、必	(回点検ま, -る。	での間、	補修	その色の	)日常管理を
女生注グ中野	□ みの街(								_
※小頭に広に重而に 古給の結果又はそれに 其づく補修等の措置による改善状況の写直を添付すること	占給の結里マけ	ナルドナ	まづく 補/	<b>修築の</b> 措	州と王 71黒	金米沿	の写直	を添付す	インスト

※必要に応じ長面に、点検の結果又はそれに基つく補修等の措置による改善状況の写具を添けすること。

点検の実施及び改善状況(以下は、点検・改善を行った者が記入すること。)

4	出	分	<b>(</b>
で資格を要す	紐	所	
模(高さ4m超)の場合は点検者の資格名称	資格名称	名称 □屋外広告士 □技能講習修了者 □建築士 ) ) ) ) ) ) ) ) ) )	
点檢実施目		年 月 日 ※許可又は許可の更新に必要な点検は、許可又は許可の更新の申請 前60 日以内に行われたものでなければなりません。	「又は許可の更新の申請りません。
点檢方法		目視点検 標準点検 (近接目視、触診、打音その他必要な検査) 詳細点検 (測定器具による構成部材の詳細な計測、検査)	
点 検 個 所 (該当項目に〇)		点 検 項 目 異常の有無 (異常の内容・改善相 (数当項目に○) 異常の有無   25.	所 見 (異常の内容・改善措置の実施状 ?・管理上の課題等)
(1) 基礎部 • 上部構造	<ul><li>傾斜・</li><li>朽化・</li></ul>	(項録・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老有無 朽化・その他	
(2) 支持部	接合部材のルト及びビ水、その他水、その他	接合部材の腐食・変形・瞬間・破損、ボルト及びピス等のさび・緩み・欠落、滞 有 無 木、その他	

				(裏面)
	アンカーボルト及びプレートの変色・変			
(3) 取付部	形・破損、溶接部・コーキングの劣化・	神	#	
	はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及	2	ŧ	
	び周辺の異常、その他			
	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・			
(4)表示面	変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水	单	熊	
	抜き孔の詰まり、滞水、その他			
	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・			
(4) 昭 田 本(3)	さび・滞水、周辺機器 (分電盤・配線・	4	#	
(a) 58 (b) Hp	変圧器・スイッチ等)の劣化・破損、そ	Ľ	ķ	
	の他			
	付属部品(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・			
(6)その他	その他)の腐食・破損、避雷針の腐食・	单	熊	
	破損、その他			

出	7
光等(型)	ころう叩を
(片松红甲	、大型とはい
山山	K
Ç	2

写真添付欄(点檢結果、改善状況)	所見等記載欄
	◇箇所
	◇点檢方法
	<b>◇補修等の状況、安全上の所見</b>
	◇箇所
	◇点檢方法
	◇補修等の状況、安全上の所見

※写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。